

施設利用補助事業について

組合員および会員とその被扶養者が文化施設・スポーツ施設を利用したとき、利用料1人1回あたり(1,000円を限度)を補助します。

補助対象者	組合員および会員とその被扶養者
対象施設（文化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立博物館（有料の特別展） ・ 秋田ふるさと村 ・ 県立美術館 ・ 県立近代美術館（有料の特別展）
対象施設（スポーツ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立田沢湖スポーツセンター ・ 県立総合プール ・ 県立スケート場 ・ 秋田県スポーツ科学センター （1・3階体育場、トレーニング場、ウェイトリフティング場、クライミングウォール） ・ サン・スポーツランド千畑（プール） ・ 能代山本スポーツリゾートセンター アリナス （プール、トレーニングルーム、アリーナ、ランニングコース） ・ 北秋田市民プール ・ 大手門温水プール 遊泳館 ・ 秋田県南部老人福祉総合エリア（プール）
留意点	公務の場合は、利用できません。
その他	<p>利用の制限はありません。※ただし1日1施設につき1枚まで</p> <p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用補助申請書 ・ 利用者分の共済組合員証のコピー ・ 健康保険証のコピー及び「HappyLifeCard（はぴいらいふカード）」の両面コピー（互助会にのみ加入している会員及び被扶養者の場合）